

一般高圧ガス販売事業所として必要な事項を改めて見直してみましよう

令和4年12月 三重県防災対策部 消防・保安課

主幹 西村和也

1. 高圧ガス販売に係る規制

(販売事業)

法第20条の4(販売事業の届出)	一般則第37条
第20条の5(周知させる義務等)	一般則第38条から39条
第20条の6(販売の方法)	一般則第40条 技術上の基準
第27条第4項(保安教育)	
第28条(販売主任者)	一般則第72条、第74条
第60条(帳簿)	一般則第95条第3項

(その他関係するもの 第一種第二種製造、第一種第二種貯蔵、特別高圧ガス消費者は除く)

法第15条(貯蔵)	一般則第18条ほか
第23条(移動)	一般則第48条から第50条
第36条(危険時の措置・届出)	一般則第84条
第24条の5(その他消費)	一般則第59条から第60条

2. 今回特にお話しすること

(ア) 帳簿

一般則第40条、液石則第41条、冷凍則第27条で規定する

「販売先保安台帳(顧客台帳)」

一般則第95条第3項、液石則一般則第95条第3項で規定する

「容器授受記録簿」

「周知記録簿」

(イ) 移動の技術上の基準

この秋に新東名高速道路で、高圧ガスにかかる大きな事故が発生しました。高圧ガス容器の移動において、転落、転倒等による衝撃を防止するため、しっかり固定してください。

その他の技術上の基準も遵守したうえで、安全運転を努めてください。

(ウ) 消費の技術上の基準

今年度、工業用LPガス消費事業者で、従業員が負傷した火災事故が発生しました。液石則第58条で規定する消費にかかる技術上の基準の一部を満たしておらず、技術上の基準を満たしていれば、事故を防ぐことができた可能性がありました。

可燃性ガス、毒性ガス、酸素および空気を消費する場合、一般則第60条、液石則58条の規定する消費にかかる技術上の基準がかかります。

販売事業者は、お客さま(消費者)にとって、最も身近な高圧ガスの専門家です。お客さまのために、必要に応じてお客さまへの助言などをお願いします。

(エ) 高圧ガス販売事業にかかるHPと電子申請、ほか

高圧ガス保安法に基づく申請、届出等の手続きはすべて押印が不要になっています。郵送やメールによる申請、届出も受け付けています。業務の効率化が図れる場合がありますので、積極的なご活用をご検討ください。(なお、メールにより手続きを行う場合は、最初の一回目のときにあらかじめ、電話等でご連絡ください。)

また、9月にホームページを作成・公開しています。また、電子申請も1月ごろから開始予定です。ホームページや電子申請もご利用ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/shobo/hp/hpg_sales.htm